

【別紙１０】

**日立市スポーツ少年団
公認スポーツ指導者資格登録料助成金交付要項**

- 1 この要項は、日立市スポーツ少年団本部規約第１５条に基づき、スポーツ少年団の指導者が日本スポーツ協会公認指導者資格を新規取得、更新する際に要する経費（以下「助成金」という）に関することを定める。
- 2 助成金は次の単位団を対象に交付する。
 - （１）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格を取得しようとする者をスポーツ少年団登録において登録している単位団。
 - （２）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格又はコーチングリーダー資格を更新しようとする者をスポーツ少年団登録において登録している単位団。
 - （３）その他日本スポーツ協会が認定する指導者資格又は中央競技団体と日本スポーツ協会が共同認定をする指導者資格を保有する者をスポーツ少年団登録において登録をしている単位団。
- 3 助成金は、次のとおり交付する。
 - （１）１単位団２，５００円を交付する。
 - （２）助成金は申請のあった単位団へ年１回交付する。
- 4 交付を受けようとする団は、単位団の代表者又は監督をもって別紙様式（様式第１９号）により、当年度の１２月末までに申請するものとする。

附則

- 1 この要項は、令和３年４月２１日から施行する。
- 2 この補則は、令和７年４月２２日から適用する。